

【法学部法律学科法律専攻】

教養科目

解答例（解答のポイント）

※公開する解答例には、別解がある場合があります。

問 1

最終的にフランス政府や企業界のトップ層を形成するであろう学生達の間人性と人生経験を深める目的で、フランス中のあらゆる地域(各界)から才能ある学生をパリ政治学院に集める取り組み。

問 2

Other institutions of higher education have copied the model set by Sciences Po

問 3

数世紀に及ぶ不平等と闘い、長年にわたり抑圧されてきた集団に属する人々の立場を向上させるため、多くの現代の憲法は、積極的差別是正措置を認め、もしくは、義務づけている。

問 4

アメリカ合衆国の積極的差別是正措置は、1961年に初めて提唱された後、1969年のニクソン政権下での「フィラデルフィア計画」により本格的に展開された。同計画は、アフリカ系アメリカ人男性の失業率の高さを是正し、建設業界における縁故採用を打破することを主な目的とし、政府と契約を結ぶ建設企業に対し、マイノリティ労働者の雇用目標と実施スケジュールを設定することを義務付けた。この義務付けは、数年以内には合衆国中の政府との全契約にまで拡大し、差別是正の対象は人種や民族

の少数派に加え、女性にも及んだ。

問5

the pro's (賛成論)としては、積極的差別是正措置は実質的な不平等を軽減し、多様性を促進し、恵まれない地域で育った人々の経済的・社会的福祉を向上させる可能性をもつとする。これに対し、the con's(反対論)としては、積極的差別是正措置は、社会の不公正な行為に個人的な責任を負わない個人に対する不当な差別となるとの批判がある。